

セクシュアル・ハラスメント、 パワー・ハラスメント

相談体制の確立

- 2人の教職員で対応（セクシュアル・ハラスメントの場合は、同性の教職員が同席）
- 相談時間、相談場所を配慮
- 関係者のプライバシー、人権を尊重
- 秘密厳守

相談者からの事実関係等の聴取

- 相談者から状況を確認
 - ・被害者と加害者とされる教職員の関係について
 - ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントがいつ、どこで、どのように行われたか
 - ・相談者が加害者とされる教職員にどのような対応をとったか
 - ・他の同僚等に相談したか
- 聴取した内容を相談者に確認し、記録

加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導

- 加害者とされる教職員から状況を確認
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて説明
- 被害者との信頼関係を回復
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントと判断できない場合、第三者から事実関係を聴取

相談者に対する説明

- 確認した事実関係を伝達
- 今後の対応について説明

教育委員会への報告

- 教育委員会へ報告

交通事故

負傷者救護、警察等への連絡

〔勤務時間外の場合〕

- 事故を起こした教職員は、次の対応を行う
 - ・ 負傷者救護、現場の保存及び二次被害の防止
 - ・ 警察への届出、事実確認
 - ・ 相手の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先の確認
 - ・ 負傷者の搬送先の病院名、負傷の部位・程度の把握
 - ・ 学校への連絡
 - ・ 目撃者の確認（氏名、住所等）

〔勤務時間内の場合〕

- 事故を起こした教職員は、上記の対応を行う
- 状況に応じて、管理職等が現場に急行し、上記の対応の措置状況を確認の上、補足措置を行う。

教育委員会への連絡

- 管理職から第一報を入れる
- 適宜、続報を入れる
- 処理完了時点で文書報告

対応方針の決定

- 事故の状況によって、PTA役員への報告、児童生徒への対応について協議
- 外部対応の窓口の一本化

本人への指導

- 相手方への謝罪、見舞い等誠意ある対応について指導
- 教育公務員としての自覚、服務規律の遵守について指導

保護者への対応

- 事故の状況によって、保護者会の開催による説明、謝罪

記録

- 学校としての対応の記録

個人情報流出

管理職や関係機関等への報告・連絡

- 管理職への報告
- 紛失場所の管理者への連絡
- 警察への紛失届（盗難届）の提出

事実関係の把握及び教育委員会への報告

- 当該教職員から事実関係の確認
- 教職員を現場に派遣
- 教育委員会へ第一報

報道機関への対応

- 校内体制の確立
- 窓口を一本化

児童生徒・保護者への対応

- 児童生徒・保護者への謝罪、説明

その他

- 教育委員会との連携

体罰事件

当該児童生徒への速やかな対応

- 怪我の有無の確認
- 保健室での処置
- 保護者への連絡と病院での受診

状況の把握・管理職等への報告

- 当該教職員からの聞き取り
- 関係者（当該児童生徒・目撃者）からの聞き取り

関係機関等への報告（第一報）

- 教育委員会（必要に応じてPTA会長等）へ報告

当該児童生徒及び保護者への説明・謝罪

- 当該児童生徒への謝罪
- 家庭訪問による状況説明・謝罪

当該児童生徒・保護者への心のケア

- 今後の指導・支援方針の検討
- 当該児童生徒への声かけ
- その後の本人の様子を保護者に確認
- 教育相談やスクールカウンセラー等の活用

関係機関等への報告（途中経過～最終）

- 教育委員会へ報告
- PTA会長等へ経過及び再発防止の取組を説明

メンタルヘルス

状況把握及び問題発見

- 面接により、心身の状態や学級の状況等を把握
- 他の教職員から情報を収集
- 本人の人権やプライバシーに配慮

医療機関への受診の指示

- 専門の医療機関での受診指示

主治医や家族との連携

- 本人の同意を得た上で主治医と連絡を取り、治療方針等を確認
- 家族と情報交換し、役割の確認
- 今後の校務の取扱いなど対応方法の決定

教職員の理解と協力体制

- 本人に対する相談体制整備
- 学級経営や教科指導に関わる支援体制

児童生徒・保護者への対応

- 他の教職員の協力を得て、学級機能の回復を図る
- 管理職は学級の状況や今後の指導方針等、保護者に説明し、協力を求める

教育委員会への報告・相談

- 管理職は教育委員会に適宜報告及び相談